

Title	プラトン政治思想の序論：その背景と原理
Sub Title	
Author	青木, 巍(Aoki, Iwao)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1936
Jtitle	哲學 No.16 (1936. 7) ,p.67- 135
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000016-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

プラトン政治思想の序論

—その背景と原理—

青木巖

(一)

世界最古の自敍傳とも言ふべきプラトンの「第七書簡」の一節に次の如く語られてゐる。

『曾つて青年であつた頃、私も實際多くの人々と同じ氣持ちであつた。私は自分が一人前の人間となれば直ぐに自分の國の政治生活に入らうと考へてゐた。そして、私は我國の政治に屬する或る次の様な事件に遭遇したのであつた。即ち、その當時の政治形態が多くの人の非議する所となつて一の革命が勃發し、そして或る五十人の人々が支配者と成りつゝこの革命を指導したのであつて、そのうち

の十一人は市内に、十人はペイライエウスに、——是等の人達は各、市場とか其他總て市に於て管理する必要のあるつた事項に携はり、——そして三十人が絕對權を有つ全體の支配者として、任命されたのであつた。倣て、彼等のうちの或者は偶々私の縁者や友人であつたのみならず、更に彼等は、恰も適所へ招くと云つた風に、直ぐに私に助力させやうとして招聘した。私も若年の故に何ら不思議でない氣持を有つたものである。と云ふのは、私は彼等が實際自分の國を悪い生活より正しい生活へ導く事に依つて統治して往くであらうと考へたのである。斯くて、私は彼等がどんな事をするであらうかと懸命に彼等に心を配つてゐた。そして、言ふ迄もなく、是等の人々が暫くの間に以前の政治が黃金と見做されるやうにするに至つたのを見て、——わけても、私が當時の人々のうちで最も正しい人物であると断言して憚らない私の年老ひた親友ソクラテスをば、他の人々と一緒に或る市民の許へ、彼が好惡を問はず彼等の行動に事實參加するやうに派遣して、その市民を死刑囚として強制的に拉致せしめやうとしたのである。尤も、彼は服従しやうとせず、寧ろ神の嘉しない行爲に彼等の一昧となるよりは、有りと凡ゆる苦痛を嘗める危

險を冒さうとした。——實に、全く是等の事柄や瑣細ではない或る他のそう云つた種類の事を眺めて、私は嫌惡を感じると共に自らその當時の罪惡より身を退いて終つた。所が、廳て間もなく三十人の政權も當時の全政治形態も革命に依つて没落した。が、以前程氣が進まなかつたけれども、再び公事や政治に従事しやうとする憧憬が相も變らず私を曳きづり始めた。實際、その時代に於ても、混亂時代であつたから、嫌厭されるやうな幾多の事件が存在してゐた。又、革命に於て政敵に對する人々の復讐が過大である事は、何ら不思議な事ではなかつた。尤も、當時追放から歸つて來た人々は、誠に隨分寛容な態度を探つた。併し、謂はば不運に見舞はれたのであるが、再び或る有力な人々が吾々の仲間であつたソクラテスをば、然も、何人にもましてソクラテスには當嵌らない或る最も瀆神的な罪を被せて、法廷に呼び出したのであつた。即ち、或人は彼をば神を崇めない者として起訴しました或人は、自分達が追放の憂き目に遭つてゐた時、その當時の放逐されてゐた友の一人に關する瀆神的な拘引に參加する事を拒否したその人を、裁いて死刑に處したのである。さて、斯かる事件だけではなく、政治家や更に兎に角法律や風習をも考

察した私にとつて、それらのものを詳しく検討すればする程、また益々歳をとるに従つて、政治を正しく處理する事が益々自分には困難であると想はれて來た。と云ふのは、親しい友もなく信頼出来る仲間もなしに政治に携はる事は不可能であると思はれたからである。——然も、吾々の祖國は最早や吾々の父祖達の風習や慣例に隨つて統治されてゐなかつたのであるから、そう云ふ人々を手近に發見するのは容易な事ではなかつたし、また新たに別なそゝ云ふ人々を何か手易い手段に依つて獲得する事も不可能であつた。——更に、成文法も慣習も實に驚き入る程腐敗し且つ病が亢進してゐたのであつて、その結果、最初は政治に携はらうとする強烈な衝動に満されてゐた私は、以上の様な事態を打眺め、且つそれが有りと凡ゆる方向に握はれつゝあるのを見て、遂には眩暈を感じるに至つた。そして、私は以上の様な事のみに就てだけではなく、更に全政治組織に關しても、何日かは事態がより良くなり得ないものかと考へる事は決して罷めなかつたけれども、然し、行動する事は、その適當な時機を復もや飽迄俟つ事とした。そして、遂には現存する凡ゆる國に就てそれらが殘らず悪い統治を受けてゐると考へるやうになつた。——

と言ふのは、それらの國の法律の殆んど療すべからざる狀態は、幸運を伴ふ何か異常な手段を缺いてゐたからである。——加之、私は正しい哲學を賞讃して、人は是に依つて、公的であれ私的であれ、凡ゆる正義を認識する事が出来るのだ、と宣言せざるを得なかつた。斯くて私は斷言した、人類は實際正しく且つ眞に哲學するやうな人々が政治的主權を獲得するか、或は國に於て權力を把つてゐるやうな人々が何かの神的配剤に因つて眞に哲學する様になる迄は、決して慘禍と絶縁出来ないであらう、と。」(Epist. VII, 324 B ff.)

以上に依つて吾人は、プラトンが四十歳の頃第一回のシケリア旅行を試みるに際して、既に彼の生涯の政治思想を一貫せる所謂哲人政治なる根本原理を固く胸裏に抱きゐたる事を知るのみならず、更に、かのソクラテスの使命とその生涯及びプラトン初期の諸對話篇をも注視するならば、人はその根本原理が、既に彼の最初の對話篇の著述されたる際に、夙に不磨の原理として把握されてゐた事を察知する事が出来るであらう。近代の特にかの新カント派のプラトン解釋以後に於ける、——謂はばその反動として、が、他面所謂 Stylometrie とか Sprachstatistik の研究に

刺戟されて、——プラトン理解には、體系的なる觀方に代ふるに發展史的な觀方を以てせんとする傾向が著しい。プラトン自らも以上の書簡に於て、ディオニウシオス二世が「プラトン哲學綱要」とでも稱すべき一種の手記^{メモ}を著述した事を憤つて次の如く書いてゐる。

『が、私は是等に就ては全く關知する所がない。私は是等と同じ事柄に就て著述した或る他の人達を知つてゐるが、それらの人達は身の程知らずである。私から聽き學んだのか、或は他の人達から聽き學んだのか、或は彼等自身の創見に依るのか、兎も角私が熱心に研究してゐる事柄に就て知識を有つてゐると主張する凡ての過去及び將來の著述家に就て、私は少くとも是だけを確言する事が出来る。即ち是等の人々が、少くとも私の見解に依れば、斯かる重大事項に就て教授するなどとは到底不可能である、と。少くとも斯う云つた事柄に就ての私の著述なるものは存在せず、また決して將來にも存在しないであらう。何故かならば、他の學問のやうにそれを論述する事は全く不可能であつて、唯この重大事項そのものに携はる長い師との交はりや共同生活の結果として、突然恰も飛び散つた焰から點せら

れた光のやうに、それは魂の中に生れ、そして爾後それ自身がそれ自らを養育するものなのである。然し、私は少くとも此事を知つてゐる。即ち、それらが著述され或は論述されたとすれば、それらが私に依つて最も良く語られるであらうことと、確に、それらが不良く書かれたならば、私に最も多くの苦痛を與へるであらうことの事を。』(Epist. VII, 341 B ff.)

確に、プラトンは所謂 System-maker ではなく、又、彼の思想に諸問題の内的分化の進展としての發展なるものが顯著なる事は言ふ迄もない。併し、斯かる方面を強調するの餘り、彼の哲學の實踐的目標となりそれに形を與へた輪廓となつた或る全體的なものが、彼の最初の著作に於てその精神の眼前に既に成立してゐた事を見落してはならぬ。(cf. E. Hoffmann, Platonismus und Mystik in Altertum, 1935, S. 1) 彼の其後の發展期に於けるかの抽象的な體系的諸思想は、實に、この全體的なものより生れ出たものである。而して、『「プラトン」哲學の根源的なる精神的形象は、彼の造形的形成及び彼の棟梁的思惟構成に於て諦視された國家建築であつた。』

(W. Jaeger, Platos Stellung im Aufbau der griechischen Bildung, 1928, S. 41) これが中核

となつて、彼の精緻にして彫琢を経た存在論の辯證が派生したのであつた。以上の事は、彼の政治思想を論題にしてゐる三大著「ポリティア」、「ポリティコス」、「ノモイ」を合したもののが、その頁數の量に於て他の著作全部合したものに殆んど相半ばする事實に依つて、殊にその最大著「ノモイ」が彼の最後の著作として遺稿となつた事實に依つて、最も雄辯に物語られてゐる。

斯く、プラトンは始めより最後迄、所謂哲學者として獨り俗塵を離れて高く持し、深く象牙の塔に閉籠つて思索に耽り、ひたむきに學の體系と方法の追求に専念したのではなかつた。實に、その生涯の出發點よりしてのみならず、その全生涯を通じて、祖國を指導し、その混亂を直し、その進むべき針路を明示し、特に墮落と滅亡の道を辿りゐたる祖國を阻止せんとする任務を運命に擔つてゐたのである。これがソクラテス的運命であり、プラトンの使命であつた。プラトンの國家は形而上學的——心理學的根本に基ける、従つて、人間と人間の協同社會以外に如何なる前提をも設けざる、一の Gedankenbau と見做され得、以て、斯かる普遍妥當性に彼の著作の永遠の價値が存するのではあるが、プラトンは常にその廣き且つ狹き祖國へラ

スとアテナイに着眼しつつそれを著述したのであつて、實踐的な政治的目標を決して見失ふ事はなかつた。(Ulrich v. Wilamowitz-Moellendorff, *Platon*, Band 1, 1920, S. 425)人は此處にかの史家ツキウディデスの傳ふる所の有名なペリクレスの「弔ひ演説」中の『吾々のみは公事に携はらざる者を無害な人間とではなく、無用な人間と見做す』(Thucyd. II, 40, 2)の一句を想ひ起すべしである。實に、今日のプラトン理解は、前世紀のそれとは逆に、此處に出發點を求むべきであつて、『プラトンの政治的課題、彼の生時の生ける社會に於けるその使命、アッチカなる國土を出發點として彼の全體の統一へ進まねばならない』(K. Hildebrandt; *Platon, der Kampf des Geistes um die Macht*, 1933, S. 11) 尤も、斯く言へばとて、論じて企てられた事もあるやうに、プラトンに於ける論理的方法論的なものに優位を與ふべしでないと同様に、プラトンと推論してはならない。彼の如き獨創家にあつては、全てが渾然と同じ面に置かれ、凡てが一つとなつて動いてゐるのである。而して、彼を動かせるものは單なる世界現實認識とそれよりの解脱ではなく、良き美はしき生治の形成であつた。彼

にとつて哲學とは實にこの形の發見に外ならなかつた。『放恣な現象をして跳梁せしめず、理性を有てる人間をば支配すべし者と爲らしめる事が彼の意圖であり、人生を脱れるにはあらで、現世的にも來世的にも神に等しき者と成る事が、彼の憧憬であつた。』(K. Singer, Platon der Gründer, 1927, S. 159)

プラトンの所謂善のイデアとは正しくその形であり、如上の運命が人間に於て主觀的個人ではなく、人間の普遍的本質法則として發見したものなのである。斯くて、プラトンの運命は、單なる熱情的な愛國者乃至救國者たるに止まらず、人間教育者と成るべきものとなつた。人間をその本來のイデアへ、即ち、その眞實の姿或は形へ、本來的人間存在へ、der Mensch als allgemeingültiges und verpflichtendes Bild der Gattungへ、仕上げる任務である。然も、彼の場合にあつては、彼の存在そのものが斯かる使命そのものとなつてゐる。従つて、イデアとしての人間は、時空を超越せる空虚な幻影ではない。『それは國民共同體の母體の上に成長せる生ける形象であり、従つて、歴史的變遷の根柢に永續して横はあるものであり、全體の凡ゆる運命や人の精神的發展の凡ゆる段階を内に採取するものである。』(W. Jaeger, Paideia, 1934,

S. 14) プラトンを以て單なる抽象的空想家などと見做すが如きは、誠に理れなき謬見である。かの所謂エウクリッド幾何學やアリストテレス論理學の如き、最も普遍妥當的にして凡ゆる歴史的生活內容を離れてゐるかに見ゆる精神的所産ですら、徹頭徹尾ギリシヤ的なりと謂はれるのであつて、ヘーゲルではないが *Hic Rhodus, hic saltus!* である。『元來各個人はその時代の子であり、哲學も亦同様であつて思惟に於て把握されたるその時代の子である。哲學がその現存する世界を超越すると臆測するは、一個人が自己の時代を飛び越えロドスを飛び越えると妄信すると同様に愚かしき事である。彼の理論にして事實それを超越し世界をそのあるべきやうに築き上げるならば、斯かる理論は確に存在すべしも、唯、彼の謬見のうちに存在するのみである。』(Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, Herausgb. von G. Lasson, 1911, S. 15)

(II)

プラトンは、かの所謂ペロポンネソス戰役の初期に、而して所謂ペリクレス時代

なるものの建設者ペリクレスの死の直後に生れ、少にしては年少氣銳にして野心に燃えたアルキビアデスの出現と、その計畫に於ては華々しかりしシケリア遠征を眼の當り眺め、次いで、その百四十三隻の三段櫂船と六千の兵員より成る大規模の遠征軍の慘敗とスバルタ軍のアッチカ蹂躪、その窮迫の結果としてのアテナイ政治の寡頭政治化、そのテロリズム及びピュサンンドロスに依るクレイステネス以来の民主政治の廢棄、更に次いで、寡頭政府の短命なる壽命の後の行詰りと、愚かなる急進民主政治の擡頭などを見たのであつた。プラトン約十八九の時である。

アルキビアデスが諸所の大勝や征服の功を一身に集めて、建忘症の民衆に凱旋將軍として熱狂的に歓迎されたのも其頃の事である。無思慮にして好戦的な民衆に踊らされた結果スバルタ軍の爲に打破られ、その大海軍と海外諸屬領を失ひ、城壁を取毀たれ、アテナイをも敵に開城して、さしも長きに亘つたペロポンネソス戰役の幕が漸くにして閉ぢられたのは、彼が二十四五歳の頃である。而して、アテナイの降服に際し、ペロポンネソス人達は、アテナイ帝國の桎梏より脱せりとし、「今日が日はギリシャに自由の始まる日」(Xenophon, Hellenica, II, 2, 23)と、笛の音に合せて

歎ひつつその城壁を破壊したと云ふ事である。然し、斯くアテ・ナイ帝國は崩壊し代つてスバルタの霸權となつたが、其後にプラトンがその壯年期老年期を通じて目撃せざるを得なかつたのは、事實上のギリシャ諸市邦の分裂相剋とペルシャ帝王の優越とであり、グルト・シンガー（プラトン、昭和十一年、五八頁）の言葉を借りて言へば『ギリシャの諸特權が無意味な鬭争の中に失はれて行く有様であり、無益な勝利と不名誉な敗戦が相續き、遂に一切の眞の力は東と西、即ちペルシャとシウラクサイとにあるのみとなり、アテナイとスバルタは軍隊も金もなく、理性も偉大さもなく、その最後の人々を互に使嗾して相争はしめるに至つた事實である。』或史家の算定に依れば、紀元前四百三十一年より三百四十六年に至る八十五年のうち實に五十五年はギリシャ本土に著しき戦争が行はれてゐたと言ふ。是は正しくプラトンの一生を蔽ふ年代であり、外的に見て、郷市國家生活は實に墮落と混亂と纏て来るべき衰頽の渦中にあつたのであつて、少數の無思慮にして己れを知らざる指導者と暗愚にして無定見なる民衆が、その方向を決定的ならしめたのであつた。

併し、以上の如きが、プラトンをして眞に眩暈を感じしめた、ひたむきに衰亡へと

薦進してゐた彼の生時の歴史的社會的現狀であるが、吾人は今少し過去に遡つて彼の思想の背景となれるものを剥抉して見度いと想ふ。

かの Fustel de Coulanges (*La cité antique*, 1903, p. 269) は、その特異なる宗教主義的古代觀とも謂ふゞれ見地より、その當然の歸結として、古代都市國家の下に於ては個人の自由なるものは存せずして『古代市邦に於て人間が自由を享有したと信じた事は、人間の凡ゆる誤謬のうちの一の並外れた誤謬である』と述べてゐるが、——斯かる章句は今日ではクウランジュに對する非難の論據の一例として指摘されるであらうが——兎も角、原始ギリシャ人は、他の原始民族に於ても同様であるが、確に十八世紀の哲學者達の夢想したるが如く、自由不羈な自然人ではなかつたのであつて、彼等には個人的自由の諸權利は全然知られなかつたと言はねばならぬ。P. Vinogradoff (*Outlines of historical Jurisprudence*, Vol. II, 1922, p. 85) の言葉を以て云へば、古代都市國家は個人の集團と見做され得ず、共通的關心や共通的宗教に依つて強く結合された血族群より成つて居り、“federation of kindreds” であつた。彼等は直ちに家族と云ふ圈内に、更にその外部に同心圓を描く氏族團 *phratría* や、更

にその集團たる部族 *pouly* の圈内に、閉込められ拘束されてゐたのである。彼等はそれらの團體に課せらるる社會的並に宗教的慣習の複雑な體系下に禁足されてゐた。之は所謂 patriarchism の時代であつて、ソプ・オクレスの「アンティゴネ」の言葉を以て云へば『今日や昨日に生れたるにはあらず、常に現存した、何人もそのいつの日より現れたるかを知らざる』神々の不文不動の掟 *ἄγραπτα καὶ σφαλὴ θεῶν νόμιμα* (*An-tigone*, 454 ff.) に制縛されてゐた時代である。彼等の生も死も婚姻も凡て所謂 *εστία* の爲に營まれたのであつて、彼等の凡ゆる行動並に思想の單位は家族であり氏族であつた。云ふ迄もなく、斯かる段階の團體生活は、炯眼なる史家ツキウディデス (*Historiae*, I, 2) も指摘せるが如く、遊牧的乃至半遊牧的であつたが、吾人は今此處で歴史を検討せんとする者ではないから、如何にして斯かる組織が都市國家へ發展し、又、それが如何に最初發生したかの如き問題に立入る必要はない。ただ銘記すべきは、斯かる財産も法律も宗教も道徳も全て家族を中心とした組織が、都市國家形成後に迄持越された事實であり、その段階に至つても、市邦と個々市民との直接の交渉はなく、常にその間にそれらの勢力が介在した事實である。而して、年

月の経過と共にこの種族的血縁的勢力は漸次稀薄となり、定住の結果として地縁的關係が濃厚となつたのであるが、然も其處に結果したものは所謂 “The man versus the state” ではなく、^シはば “The men versus the noble” であつた。ホメロス (Il., IX, 63) 云々。

『身の毛もよだつ内亂を愛するは、

氏族も撻も爐も有たざる人』

と歌つてゐるが、——尤も、言語學上この二行は後代の挿入にかかると想はれるのであるが。——これはホメロス社會に於ける血縁團體の重要性を物語つてゐるが、また種族的地盤の弛緩が、貴族階級相互間並に貴族對庶民間の激しき葛藤となつた事情を描いてゐるやうに想はれる。ソロンは實にこの民衆對貴族の軋轢の、アリストテレス (Atheniensium Respublica, 5, 2) の言葉を以て云へば、調停者 δικαστής として國政を委ねられたのである。而して、彼は、その結果の善惡は別として、兎も角アテナイをば波瀾多き民主政治なる大海へ乗入れたのであつた。吾人は此處でソロンの民主的と言はるる諸改革を細目に亘つて詳述する必要はなく、唯、彼の業

蹟の結果が個人を殆んど凡ゆる血縁團體の束縛より解放して是を都市國家のものなく密接に結び附けた事に着目すればよし。(cf. A. E. Zimmein, *The Greek Common-wealth*, 1922, p. 137; U. v. Wilamowitz-Moellendorff, *Staat und Gesellschaft der Griechen*, 1923, S. 108)

斯くレヒ・シロの改革に依つて一面都市國家の統一が確保されたと共に他面凡ゆる政治思想の基本條件たる “The man versus the state” が序々に力強く前面に現ひ出で来たと極くる。Erst die attische Kultur hat beide Kräfte, die vorwärtsreibende des Individuums und die bindende der staatlichen Gemeinschaft, ins Gleichgewicht gesetzt. (W. Jaeger, *Paideia*, 1934, S. 188) 且し、斯かる動向は決定的進展を賦へた者たるヘーベテネスである。アリストテレス (*Atheniensium Resp.*, 21, 2) に依れば「クノイベテレスの改革の結果氏族を調査せんとする人々に『部族を區別する勿れ』 μὴ φυλετικῶν」と忠告されるやうになつたとの事である。左程迄に彼の舊來の部族混淆の改革が行はれたのであつて、血縁觀念は既に脆弱となつても尙ほ貴族活動の地盤であつた從來の氏族團の團結は遂に此處に至つて徹底的に打破され、それと共に國家

の統一と云ふソロンの根本的意圖が愈々確立されるに至つた。

斯くして、古代の血族團體の專制力が潰滅して國家が前面に登場し、古き不文の綻の代りに國民の手に成る成文律が全てを律するやうになつた。古代文化の最高峰五世紀のアテナイを築き上げたものは、其間瑣少の變遷動搖はあつたにしても、實に如上の連綿たる主流であつて、此事は何よりも有名なペリクレスの『弔ひ演説』の一旬一句に依つて確證される。『實に彼等は彼等の肉體をば全く他人の肉體であるかの如くに國の爲に使役し、又、彼等がその精神をば彼等自身のものとしてゐるのは、國の爲に何事か爲す所あらんが爲である。』(Thucyd. Hist., I, 70, 6)と語らるるが如き境地に達してゐた。ペリクレスは誇らしげに言つてゐる。『吾人は隣國民の法制を見習へる政體を採用する者にはあらず、吾人が他國民の模倣者たるよりは、寧ろ自ら人に範を垂る者である。統治を掌握するは少數者に非ずして多數者なるが故に、その名も民主政治と稱ばれるのである。然も、法律上は私的抗争に關し萬人が互に平等を享有するも、價値的には、偏頗的原因に依らず、唯、德能を根據として各人が何事かに聲望を馳するに應じて、より以上の公的榮譽を賦與

されるのであって、更に貧困に就いても、祖國に何らかの奉仕を爲し得る者が、身分の微賤なるに因つて公民權を阻まるが如き事はない、云々』と。 (Ibid., II, 37, 1) アテナイ民主政治の中心觀念は國家が全國民の等しく抱く關心の目標であり、且つその全國民の平等なる福利が國家の目標であるとの事であつて、其點に國家の統一と言ふソロン以來の民主政治本來の目的が達成された次第である。

吾人は以上に依つて五世紀のアテナイ民主政治の淵源より成立に至る過程を瞥見したのであるが、その過程に於て最も強く吾人の留意を餘儀なくせしめる事實は、その萬人の政治に於ける殆んど完全に近き迄の國家の統一と他面個人の著しき社會的政治的進出である。此處にプラトン思想の背景が存すると共に、又、プラトンをして眩暈を感じしめた先の混亂や腐敗の素地が潛んでゐると云へる。『實際』若しペリクレスがアテナイの民主政治に、各個人の力の平滑な發展を起さしめて是を助長した、且つ、自由と云ふ暢光の下に溢るるばかりの輝かしき精神的成果へ展開したる數多くの萌芽を生せしめた、諸特性を刻みつけなかつたならば、プラトンは遂にプラトンにはならなかつたであらう。』 (K. F. Hermann, Geschichte und

System der Platonischen Philosophie, 1839, S. 13) 既ちペリクレスの指導の下に到達された殆んど完全な國家の統一は彼の誇りたるその自由と平等なる原理の故に國家の分裂を胚胎してゐたのである。自由と平等の爲にペリクレスの死後殆んどプラトンの生時を通じアテナイは幾度となく實に無用な戰争を挑み或は挑まれざるを得なかつたのであつて、その都度主戰派たる庶民階級と非戰派たる富裕階級乃至貴族階級との間隙は擴大され、その都度アテナイ國家は分裂へと進展し、アテナイはただ薄氷上を彷徨するのみとなつた。アテナイ民主政治の徹底的な禮讚に終始してゐるペリクレスの「弔ひ演説」は、その民主政治そのものの「弔ひ演説」といえ言はれてゐる。(cf. M. Pohlens, Thukydidestudien, 1919, S. 125)

而して現實政治上に斯かる結果を見たのみならず、斯かる個人の全面的進出の結果思想的にも、今迄些かの疑義も抱かれなかつた共同體の全能權に對する制限が、五世紀の後半に至つて始めて問題となつて來た。言ふ迄もなく、かの所謂ソブイステスを中心として展開した有名な *ρώτης* 對 *νόμος* の問題に現れた自然主義的相對主義が是である。ハウリビデスに就て U. von Wilamowitz-Moellendorff (Die grie-

chische Literatur des Altertums, 1924, S. 79) は、「若し彼がアテナイ人ではなく、又、戯曲家^的の天分を自らのうちに感じもしなかつたならば、恐らく彼はソフィストと成つてゐたであらう」と述べてゐるが、實際當時の時代精神は、ソフィストのものは別としてエウリピデスやソフィステスのプロタゴラスと交友を有つてゐたと傳へらるる史家ヘロドトスに最もよく看取されるであらう。が、それは當時のオルソドックスな思想家とも謂ふべきソフォクレスにも認め得られるのであつて、特に先にも引用した彼の「アンティゴネ」に最も雄辯に語られてゐる。其處で、アッチカ帝國の興隆に伴ふ民族的自覺より来る人間的威力の絶大なる事が、「恐るべきものは實に數多しと雖も、人間に優る恐るべきものは一つだになし。」 πολλὰ τὰ δεινὰ κοῦδὲν ἀνθρώπου δεινότερον πέλει (Antigone, 334) と激越な調子で語られてゐると共に、全體としては νόμος としての國法と φύσις としての神の掟との對立確執が描かれてゐる。吾人は今此處で斯かる時代精神を招致した、寧ろ助長した、當時の歴史的社會的事情を詳述する必要はないであらう。又、一般の哲學史書に語らるるが如く、その對立に關するソフィステス達の主張を克明に敍述する必要もない。ただ留意

さるべくは、彼等ソフィストが個人と國家乃至人間と國民の間の永遠の葛藤を曝露した事であり。(cf. J. Mewaldt, *Kulturkampf der Sophisten*, 1928, S. 30) 本來自由にして獨立せる個人が、國家形成に依つてその自由と獨立に制限を課する事に同意せり。となす彼等の根本觀念である。ペリクレスは、「各人がその欲するがままに行動する」*καθ' ἡδονὴν τι δῆται* (Thucydides, II, 37, 2) の原則が國法及び國權と撞着せざる狀態を以て、アテナイ民主政治の誇るべく特徵の一つに數へて居り、また先にも述べたるが如く、彼の治下に於て稀に見る國家の統一が實現されたのであるが、その後のアテナイに吾人の目撃するものは、國家の支離滅裂な分裂である。而して、その分裂をば現存秩序の主たる根柢を顛覆する精神的決裂へ進展せしめたのは、ソフィステス達の道德並に法律に對する一般觀念であつた。此處に至つて成文法の根柢が動搖せしめられると共に、都市國家そのもの及び凡ゆる共同生活の包摶する道徳的規範のそれもゆるぶられるに至つた。ソフィステスのリウコプロンを引用せるアリストテレス (Polit., 1280 b 10) の言葉を以てすれば、法律も人々相互にとつての權利の保證としての契約 *συνθήκην, εἴρηματα; ἀληθεῖς τῶν δικαιῶν* に過ぎず。

國民を善且つ正なる者と成し得るものではない、と言はれるやうになつた。斯くて、權利體系としての法律と道德體系が劃然と分離されて、國法を以て道德の準律となし法典と道德律を同一視したソロン以來の傳統的觀念が破壊され、然も、成文法を一片の契約に墮さしめ、道德律を反故にすると共に國家の存立を危殆に陥れた。過去の最も偉大な時代に確立された個人の權利と公權との均衡が破れ、曾つてはかの家長政治的家族と都市國家との分裂に於ては後者を援けて勝利を博さしめた個人の權利が、次いで後者に反旗を翻してエゴイズムに墮し、不斷の攻略とその増大して罷まざる要求とに依つて、遂に家族の根柢も都市國家のそれも共に覆すに至つたのである。(G. Glotz, *The greek city and its institutions*, 1929, p. 295) 先に略記したるが如き、プラトンがその生涯を通じて目撃した歴史的社會現狀は、その現實的成果に過ぎなかつた。

五世紀と四世紀は稍もすれば極めて截然と分離されてゐるが、この區劃は餘り強調されてはならない。その作の眞偽に關しては尙ほ議論の餘地は充分あるが、何人が書いたものなるにせよ、プラトンの所謂「第五書簡」(322B)にも云ふ。『プラト

ンは彼の祖國に生れ後れたのであつて、彼は國民が既に餘りに老成して居り、そしてその父祖達に依つて、數多くの彼の忠言に齟齬する事を行ふ習性を與へられてゐた事を發見した』と。これらの言葉は、云ふ迄もなくプラトンを四世紀の中葉に据えて理解されねばならない。蓋し、稍ともすれば想像されるが如く、四世紀と五世紀との間には左程大なる隔りが存するのではなく、寧ろ、少くとも當時の四世紀の思想家達にとつては、その態度より推して明白なるが如く、四世紀は五世紀の繼續乃至強化に過ぎなかつたのである。無論、斯く言へばとて、吾人は決して四世紀特有の現象に眼を掩はんとする者ではないのであつて、唯、四世紀特にプラトンの生存時に當る四世紀が、前世紀との對比に於て、特殊なものを見す以上に前世紀の繼續たるものを見出してゐる點に注意を促し度いのである。従つて此處では、プラトンの諸對話篇に描かるる事態が果してそれらの著述された四世紀のそれであるか、或は、それらの對話篇そのものの舞臺なる五世紀のそれであるか、と云ふ問題は無意味である。例へば「ノモイ」と「ポリティコス」は別として、彼の政治的對話篇は主として、プロタゴラス、トラシウマコス、カリクレス、ペリクレス、テミストクレス

等と云つた五世紀の人物を對象として書かれてゐるやうに、彼の對話篇は確に過ぎ去つた過去の時代を舞臺にしてはゐるが、それらの論議は過去の時代にと同様、その著述された當時にも適用されるやうに意圖されてゐる。此事は、彼の對話篇中に前世紀よりも寧ろ四世紀を對象とせる事柄が數多く發見される事に依つても證明されるであらう。例へば、四世紀はインクラテス、リウシアス、デモステネス等に見らるるが如く、修辭學や政治的雄辯家の時代と云はれるが、「ゴルギアス」篇に於けるその雄辯家達に對する批判の如き、その一例である。又「ポリティア」篇に於ける體育萬能主義の排撃や、ギリシャ市邦間の無分別な爭鬭に對する非難や、専門的階級としての軍人階級の必要の力説などもそれである。これらはその前提とせる事態が前世紀よりも四世紀に顯著なるものであるから、寧ろ四世紀に就て語られたものと推定すべきであらう。即ち、四世紀特有の現象は確に存在するし、プラトンは確に五世紀を舞臺にして描いてゐるのであるが、彼は問題の根柢を單に時代的なるものに認めなかつた爲に、五世紀後半より四世紀へかけての時代を一つのものとして、その現在的なものに對する有効な批判と遠き過去への憧憬を

通じ、彼は其處に意味あるものの Ursinn に透徹し、其中に認めらるる理想的な根本意圖並に構造を剔出せんとしたのである。

但し E. Barker (Greek political thought and theory in the fourth century, in *The Cambridge Ancient History*, Vol. VI, 1927, p. 531) も指摘してゐるやうに、吾人はプラトンの著述をその當時の政治状態や一般的政治觀念を例示し或は説明する爲に利用してはならない。彼が現實を對象とし是を批判せる時でも彼は有るがままの現實よりも寧ろ彼の眺めたる現實を取扱つてゐるからである。勿論、それが爲に吾人は彼が現實を根柢とせる事も亦、彼の現實認識が正當なりし事も否定せんとするのではないが、彼がそれを自らの哲學の光に照して見且つ、その光に依つてその暗黒なる事を見たと主張するのみである。

以上がプラトンの政治思想の歴史的・思想的背景であつて、彼はその最後の段階に認めらるるが如く、凡ゆる所謂ゲーマインシャフトリッヒな秩序や規範の將に崩壊せんとした時代に成長したのである。實に、先にも述べたるが如く、プラトン哲學の使命並に目的は、この將に崩壊せんとした文明の爲にそれらの秩序や準律を

再建せんとするにあつた。吾人は敢て再建と言ふのであつて、プラトンは單なる理論哲學者でも冥想に終始した形而上學者でもなかつたと同様、決して矯激なる革命主義者でも急進主義者でもなく、寧ろその倫理學的政治學的貢獻に於て、ギリシャ思想の傳統を固執する所謂正統派に屬する者と云はねばならない。(G. C. Field, *Plato and his contemporaries*, 1930, p. 91) プラトンは古代制度の有つ永遠に妥當なる意義を、その根柢に徹する意識とその一時的に地中に埋沒せる鑛脈の採掘に依つて再び甦らしめ、修正補足して更めて之を實現せんと欲してゐるのであるから、或人の云ふが如く、決して單なる反動思想家ではなかつたが。(cf. G. Rohr, *Platons Stellung zur Geschichte*, 1932, S. 82) 兎も角、彼の一生を通じその政治思想の根幹を爲したものは、所謂 *πάτριος πολιτεία* であり、ソブィステス的啓蒙以前の、ギリシャの最も偉大な時代と稱せられたペリクレス時代以前の、文字通りの祖國、祖先傳來のアテナイであつた。彼の要望したものは、漸新なるものへの渴仰ではなく、寧ろ、彼の時代に漸新なる進歩思想と見做されたものの拒否であると共に、古きもの否最も古きものの甦生であつた。J. Stenzel (*Platon der Erzieher*, 1928, S. 117) の言葉を以て言へば

Zurückgreifen auf altgriechische Polis であつた。

III

冒頭に引用した自敍傳にも同じ事が明確に語られてゐるが『アポロギア篇(31D)』にソクラテスは、若し現實政治に參與してゐたならば、とくの昔に殺されて居り、結局自己の爲にもアテナイ人の爲にも何らの益をも齎さず、終つたであらう、と語つた後に、『眞に義の爲に戦はんとする者は、而してその爲に寸時でも生き長らへんとするならば、公人になるべくではなく、私人の生活を送らねばならない』と述べてゐる。又「ポリティア」篇(496C)にも殆んど是と同じ言葉が語られてゐる。これは實に率直な現實政治との絶縁の宣言である。併し、斯かる現實政治との絶縁は、反復するが決して單なる冥想界への逃避と考へられてはならない。所謂「觀想の生活」*βίος θεωρητικός*を以て最善なる生活としたのはアリストテレスであつて(Eth. Nic. 1177 a 12 ff.)『自分が決して自發的に如何なる實踐にも携はらうとしないで、全く且つ唯一片の言葉に過ぎないと思はれはしまいか』(Epist. 7, 328 C)と懼れてゐ

たのがプラトンであつた。所謂 *ἐπιστήμη* に終始し、學校の講義案を世に遺したのはアリストテレスであるが、*φιλοσοφία* に終始して對話篇を傳へたのがプラトンである。或意味に於て、プラトンは理想主義者であり、アリストテレスは現實主義者であると言はれるが、前者はその理想家的態度にも拘らず後者よりより實踐的であり、後者はその現實主義にも拘らずより理論的であると云へる。「ポリティア」篇に描かれる國家は理想國と云はれるが、是は決して單なる抽象界への逃避を意味するのではなく、理想としての國家は現實としての國家の崩壊の發端を前提としてゐるのであつて、その救ひ難き迄に混亂せる現實を前にして、プラトンは、先にも指摘したるが如く、ギリシャの原始世界に着目しつつ、ポリスの本質的な姿或は形を提出してその混亂を匡さんとしたのである。夙にヘーゲルの言ふが如く、「アラトンの『ポリティア』篇の眞の内容を成すものはギリシャの國家生活であつて、アラトンは抽象的な理論や原理の世界に徘徊する人ではなく、彼の眞實な精神は眞實なものを認識して論述した。而して、之は彼が生存した現實世界の眞實なものに外ならなかつた。」(Hegel, Vorlesungen über die Geschichte der Philosophie, Band 2, Hera-

usgb. von Glockner, 1928, S. 275; cf. Grundlinien der Philos. des Rechts, Vorrede S. 13) 彼の理想と呼ばれるものな科學的現實でないが、飽和現實であり、「人間の身體」とその究極的目的及び運命との不可分な連結に於ける哲學的現實」(P. L. Landsberg, Wesen und Bedeutung der Platonischen Akademie, 1923, S. 100) である。高橋誠一郎教授の言葉を借りて云へば、『プラトンの國家を以て天才の頭腦に宿れる幻想なりと観じ、人間社會に之れを實行する事不可能なる所謂「理想」に過ぎずと看做す俗流の觀察は、全然プラトン哲學の立脚點を誤解せるもの』(經濟學前史、昭和四年、二六四頁)と云はねばならない。プラトンは、その原始世界への憧憬 (e. g. Nom. 679 A; Politicos 272C) の故に、所謂 Romantiker と稱ばれるのであるが、單に灰色の憧憬や無力無能な渴仰のうちに彷徨ふ者ではない點に於て、彼は後者と異つてゐる。又、プラトンに依れば (Politeia 582 A ff.) 正しき判断の規準は理知と經驗であるが、俗流が後者の世界に止まるに對し、哲學者は後者の世界にも前者の世界にも體験を有し、體験の豊かなに於ても俗流を遙かに凌駕すると云ふ。此處に、プラトン的な理想が、哲學的現實が存するのである。彼がその描く國家の統治者の資格として「經驗に

於て他の者に劣らるる」(Politeia 484 D) 事を要求してゐるものそれである。斯くて彼は「ポリティア」篇そのものに於てすら再三その描ける國家の單に夢に非ざる事を反覆してゐる。(Politeia 499 D; 502 C, 540 D) 確に、アラトン自らがそれらの箇所に於て、その描く國家の現實建設の困難なる事を認めて居り、否、その典型は天に在つて」の地上の實在性は之を問題にせずとすら言明してゐるのであるが(Politeia 592 A; 472 D; cf. Nom. 745 E)、彼は決してその實現の可能性を否定してはゐない。彼は謂ふ、「すれば、凡て吾々が言葉を以て詳論した事を、全部行為に於ても實現されるものとして描くべれ事を強要してはならない。で、若し吾々が如何にして一國家が吾々の述べた事柄に最も近く組織され得るかを發見出来れば、諸君はそれらの實現の可能なる事を發見したと云はねばならない。」(Politeia 473 A) 彼は決してその實現の可能性を放棄してゐたのではなく、一個の具體的具現に理想的制度の實現に問題の焦點を置かず、その具體的實現への手段を明かにする事に依つて、一の滲透的な精神力としての實現に重點を置いたのである。従つて、E. Zeller (Die Philosophie der Griechen, 1922, Teil 2, Abteil. 1, S. 921) の如く、「彼が心の豫言

者的眼識を以て自覺した歴史に依つて課せられた問題を、不可能な手段に據つて解決せんとした點に、彼の誤謬を認めんとするが如き見方は、正鵠を逸してゐるものと云はねばならない。その財産と妻子の共有論の爲に、彼の國家論は既にアリストテレス以來ユトピアの刻印を押され來つたのであるが、斯かる制度論が彼の國家思想の中核を爲すものでない事は言ふ迄もないのであつて、この彼の國家觀の理想性の問題に就ては「ティマイオス」篇(19B)の彼自身の言葉が之を最も明確に語つてゐる。即ち、其處でソクラテスは『昨日』敍述した「ポリティア」篇のポリスに就ての「私の氣持は、繪に描かれ若しくは現に生きてゐる、但し凝つとしてゐて動かない、巨大な動物を眺めて、それが何かその大きな肉體に適はしい仕草を行つて動き出すのを見度いと冀つてゐる人のそれである」と述べるのであつて、彼が單なる夢を描いてゐるものでない事を明かにしてゐる。問題の核心は、彼の實踐的な國家改造の、然も精神的な、意圖に存するのであつて、如何に現實の非なる點に問題の重點が置かれてゐるかは、彼自らの言明する所である (Politeia 473 B)。此間の事情は、彼がその理想國を實現せんと努力したと云はれるかのシケリアに於ける業

蹟に依つて明かにされる。確に『法律及び政治に關する私の思想を實現せんといつの日にか試みんとするものあらば、今こそそれを企べきである。』(Epist. VII, 328 B)と云ふのが、彼の再度のシケリア旅行の主たる動機であつたが、その實現の過程に就ては、彼は譬喩を以て『病氣であつて然も健康に有害な生活を送つてゐる人達に忠告を與へんとする者は、他の如何なる事よりも、先づその生活様式を變へるやう忠告し、そして彼が快く服従すれば、彼に外の事をも次いで忠言しなければならない。』(Epist. VII, 330 D)と述べてゐる。彼にとつて混亂せる現實國家生活の改造は政治制度の根本的再組織にあつたが、その根本は人々の道徳的習性のそれになつた。アリストテレスはプラトンの守護者階級の財産共有を批評して、平等化されるべきは財産よりも寧ろ人間の欲望であつて、是は充分な教育に依つてのみ達成されると力説してゐるが(Polit. 1266 b 28)、これは正しくプラトン的思想である。然もソロンの傳統を守るプラトン的思想である(Plut., Solon, 21)。プラトン(Politeia 496 C ff.)が現在の政治には何一つとして健全にして妥當なものではなく、其處に正義の爲に努力せんとする人は、恰も野獸の眞中へ落込んだ人の如く自己の

爲にも社會公共の爲にも何ら有益な事を成就し得ないのであつて、哲學者たる者は現實的活動に參與せずに、唯「自己の本分を守る」*τὰ αὐτοῦ πράττειν* より外に途無し」と說いてゐる意味も、斯様に理解されねばならぬ。

然し他面、彼が決して現實の政治生活に直接に參與せんとする希望を始めより全然有たなかつたとも、或は中途にしてそれを全的に放擲し去つたとも考へられない。斯かる事は小都市國家のギリシャ的傳統の中に育つた彼には不可能な事であつて、既に引用された自敍傳の語るが如く、彼は青年の頃には現實の政治生活に參與せんと希んでゐたし、彼のシケリア訪問が斯かる動機に基く事が何よりも雄辯に這般の事情を明かにしてゐるが、又、かの「ノモイ」篇の詳細にして、宏大な立法的規定は、彼が、その生涯の最後に至る迄祖國の政治的指導者たる地位に就かんとする希望を放棄しなかつた事を立證してゐると言へる。或學者 (J. O. Eberz, Plautons Gesetze und die sizilische Reform, Archiv für Geschichte der Philosophie, 1912, S. 162ff.) の如く「ノモイ」篇を以てシケリアに於ける新しき政治の爲に書かれたものである事を論證せんと企て、而してこの命題は今日では無論誤れる理解であるとされ

るが、兎も角「ノモイ」篇は、プラトンが最後迄如上の機會を窺ひゐたる事を明示してゐると云へやう。更に、プラトンの創立に懸るかのアカデメイアを通じて、如何に間接に彼が實際政治に參與したかも想ひ合されねばならない。アカデメイアは、純學問的な領域に於てその成就した諸種の業績は勿論無視されてはならないが、「何よりも先づ爲政者や立法家を養成し訓練する研究所であつた』(J. Burnet, Greek Philosophy, part 1, 1924, p. 219)。當時のギリシャ諸方の都市國家に立法した多くの人はアカデメイアの人達であり、ブルタルコス (Adversus Coloten, 1126 C) の傳ふる所に依れば、プラトンはアリストニウモスをその政體を整備する爲にアルカディア人の許へ、ポルミオンをエリス人の許へ、メネデモスをピュラ人の許へ派遣し、エウドクソスはクリードス人の爲に、アリストテレスはスタゲイロス人の爲に立法し、アレクサンドロス大王は王政に就てクセノクラテスより政治上の忠言を要求した、と言ふ。斯かる關聯に於て、今日プラトンの著作として傳はる十三の書簡のうち九篇迄が當時の諸國の支配者へ宛てたものである事も看過されはならない。唯、斯く實際的關心が強く彼を動かしてゐたにも拘らず現實政治に手を觸れなか

つたのは、賢明な彼がそれによつて彼自身も祖國も何ら得る所なき事を明察して居り、寧ろ哲學者として根本的なものを省察し、その根本的なものの闡明に依つて根柢よりの改革を意圖したからである。彼が幼少兒の教育に強制的學習の弊を説か、教育思想上注目すべき遊戯を通じての教育 *παιδῶτες τρέψε* を力説せるが如く (*Politeia* 536 E)、又法律に於てすら彼は單なる強制よりも法の據つて立つ理由を明示して是を人民に説得すべく序説 *προοίμια* なるものの権要なる事を反復したるが如く (e. g. *Nom.* 719 E; 722 C; 823 A)、國政の改造に於ても、彼は決してクーデタ的手段などを主張せず、精神的なるものの Primat とそれが凡ゆる物的なる變化や革新の根源なる事を認めた彼は (*Nom.* 892 A; 743 E)、政治形態が人間の性格の類型に應じて居り、且つ前者の素質が後者のそれに起源する事を認めた彼は (*Politeia* 544 D)、長年月の間に彼の翹望するが如き眞の爲政者が一人でも出現するであらう (*Politeia* 502 A)、とのほのかな希望を以て、先づ制度の現實的改革よりも人間の精神的改造に爲政者の養成及び教育に専念するに至つたのである。シウラクサイのディオニウシオス二世がプラトンに依つて何の益する所もなかつたのは、全く此

點の理解が缺けてゐた爲である。プラトンが『人々の追放や殺傷なくして最良の政治が成立し得ない場合には、飽迄母國に對して政治組織變革の爲の暴力を用ひんとしてはならないのであつて、寧ろ平靜にして自己と自己の母國の爲にその福祉を祈願せねばならない。』(Epist., VII, 331 D)と述べてゐるのも如上の意味に解さるべきであつて、平靜にしてゐる $\pi\alpha\tau\chiίav \delta\gammaωv$ とは決して逃避的な沈黙と解さるべきではなく、以上の如き哲學者の生活態度と見られねばならない。要するに彼自身の言明するが如く (Politeia 416 C)、彼の改革の第一歩は教育に據るべきであり、而して是に物的制度上の革新が伴ふべきであつた。此點に於けるプラトンの意圖は人をしてかの侵入敵軍の大鼓の音を聽き乍ら行はれたフイヒテの *Reden an die deutsche Nation* を想ひ起るしむるものがある。即ちフイヒテはその講演に於て、獨逸國民がその極端な利己主義の爲に自己及び自己の獨立を失ひ、遂に自滅の境に彷徨しつゝある實情を指摘し、眞の生活活動の根源迄その力を及ぼしてその根源を養ふ眞の人間養成なる新教育に依つて、精神の純潔は思考の明晰を豫想するとなし、以て認識の明晰に依り純眞善良な意志を養成する事に依つて、この國民生

活の道徳的頗廢より救濟すべし事を提唱してゐるのである。ルソオは「ボリティア篇に就て『これは書物をその表題にのみよつて判断する人々の考ふるが如く、政治に關する著作ではなく、人の會つてゐた最も立派な教育に關する論著である。』(Emile, Oeuvres complètes, 1826, Tome III, p.25)と述べてゐるが、之は聊か極端な表現であるが、確に一面の眞理を穿つた言葉である。

四

吾人は先にギリシャに於て如何にして個人の觀念が浮び出で、次いで個人と國家の對立が出現したかを見た。今日の國家思想の多くは國家對社會の問題に忙殺されてゐるやうであるが、無論古代ギリシャの政治思想に於ては、後に見るが如く、兩者の區別の暗示は與へられてゐなくはないが、未だ明確な形を以ての斯かる問題の展開はなく、僅かにその先驅とも云ふべき個人對國家の問題が現はれ始めたに過ぎない。が、E. Barker (Greek political theory, 1925, p. 2) も指摘してゐるやうに、この對立こそ凡ゆる政治思想の前提條件であり、且つ、それを調和せしめ或はその

確執を揚棄せんとするのが凡ゆる政治理論家の任務なのである。吾人もプラトンの政治思想を展開せんとするに際して、先づ凡ゆる個人主義の根柢たる自由なる観念の検討より始める事とする。

プラトンは當時の祖國の混亂と頽廢を目の當り眺めながら『最早や吾々の祖國は吾々の父祖達の習性や慣例に従つて統治されてゐない』(Epist. VII, 325 D)と断定したが、それら原始ギリシヤ的規範の崩壊の最も著しきものは秩序と統一のそれであり、飽くなき利己的な個人主義の横行であつた。J. L. Myres (The political ideas of the Greeks, 1927, p. 319 ff.) に依れば、ギリシヤ語の自由を意味する *ελευθερία* なる語の原始的意義は、ラテン語の *libertas* と同じく『一人前になつた事』であり、新たに家長となつて自分の事は自分で處置し得、且つ、自己の妻子、奴隸及び財産に責任を有ち得る能力であつたと云ふ。即ち、個人が自ら決定し得る成熟期に達した事であり、己れ自らに屬し自らを支配する態度であつて、従つて、單に制御されざる事ではなく、寧ろ自らを自ら制御する態度である。其處では、自由は、後に強制的鐵則に固體化した意味に於てではなく、凡ゆる生活規範を包括せる謂はば『人の道』を明

示した擬 *vólos* と不可分離に結び着いてゐた。ソロンはギリシャ民主政治の父と仰がれ、アリストテレス (*Atheniensium Republica*, 6, I) の言葉を以て言へば「民衆を永遠に解放した」ギリシャに於ける個人解放の第一人者であつたが、然も彼の諸改革の根本原理となつたのは『何事も度を過すな』*μηδέν ἄρα* の一句であり、且つ、彼の成就せんとした目標は國の統一であつた。史家ヘロドトス (*Historiae*, VII, 104) は、或るスバルタ人をしてペルシャ王クセルクセスにスバルタ人の國民性を誇らしげに『彼等は自由ではあるが、然も無制限に自由なのではない。法律が彼等の上に君臨してゐるから。』と語らしめてゐるが、プラトンが當時の國家的混亂に於て最も強く印象づけられたのは、正しくこの法を離れた自由であり、自由放埒な自由であり、従つて國法の權威の失墜と國家統一の瓦解であつた。斯くて、彼は當時一般に流布されてゐた自由觀念を糾撻すると共に、それにソブイステスの啓蒙的批判を通じての新しき意味づけを與へながら、その古代的意義へ引戻さんとしたのである。彼がソブイステス的立場を打破した事は事實であるが、然も彼はソブイステス的思想を斟酌し、遠き過去の世界の價値を新しく基礎づけ、新しく建設せんと試

みたのである。

「ノモイ」篇 (Nom. 698 A—701 E; cf. ibid. 693 E) に於て、プラトンはペルシャ帝國喪亡の原因を國民の自由の極端な剝奪に基因する祖國愛と公共精神の喪失に歸した後に、アテナイの歴史を回顧して、曾つて古代に於ては特に社會的良心 *aidōs* が一種の主權者として君臨し、人民は自由にして然も謂はば掟の奴隸と爲つてゐたのであるが、今やその『父祖達の權威や警告よりの逸脱』と、従つてこの民衆の『極度に無鐵砲な自由』 *ēneuthepia láiu ἀποτελμημένη* の爲に、ペルシャと同じ運命を辿つてゐると慨嘆してゐる。音樂に就て見るも、今や音樂の法則を辨へざる一般聽衆の單なる好惡の情や無知な自負心の支配する『聽衆支配』 *θεατροκρατία* の時代であると言ふ。

斯かる極端な自由の横行する結果として、プラトンの表現を以て云へば、驕慢や放縱や放蕩や厚顔無恥 (Politeia 560 E) などと云つた。——訓練なき放縱な人間は凡ゆる動物のうち最も野獸的であるとも言つてゐる。(Nom. 766 A)——一般的な道徳的頽廢は極めて懼るべき事であるが、それが爲に國家の秩序並に統一の攪亂をもたらす事が最も著しかつた。又「ポリティア」篇 (557 A) に於ても『自由に満腹せる民主政治』

に對する嗜むが如き皮肉や罵倒が浴せられて居り、『何事であれ、極端は常にそれ
に應ずる極端な反動を齎す』(Politeia 563 E) ものであつて、極度な自由平等の原理に
立つ民主政治國家が、結局如何にその統一を失つて、內的分裂を起し、其結果獨裁專
制政治が生じ如何に『極度な自由が個人的にも國家的にも極度な隸從に轉ずる』

(ibid. 562 A) かが克明に描かれてゐる。

斯く、アラトンは民主政治の原理なる自由平等をば、彼の強い言葉で表現すれば、
『犬でもの女主人と同等になら』(ibid. 563 C) 自由平等をば、排撃したのであるが、
併し、彼が自由の原理を全的に抹殺せんとしたものと解されてはならない。寧ろ
積極的に R. v. Pöhlmann (Geschichte der sozialen Frage und des Sozialismus in der antiken Welt,
Band 2, 1925, S. 111 usw.) の軒葉を借りて、彼の意圖は Koinzidenz des Sozial-und Indiv-
idualprinzipis であつたと解すべきである。彼にとつて、立法家たる者が目指すべき
は、自由と友愛と了解とであつて (Nom. 701 D) 而して民主政治と獨裁政治は他の凡
ゆる政體の母胎であり (Nom. 693 D) 從つて「ノモイ」篇に描寫される理想的政體は、獨
裁專制政治と民主政治の中間を縫ふものとなれて居り (ibid. 756 E) 又「ポリテイア」

篇に於ても「國家も個人も自由の全然認められぬものが最も惡しく悲惨なものである」となれてゐる。(Politeia 580 C; 587 B: etc.) 自由は謂はば貴重な「混り物のない酩酊」であるが、人はそれを餘りに飲み過れてゐると「死んでゐる」(Politeia 562 D)。島も彼は當時の「アテネ社会に依つて残酷的で『完全な自由と縛ばれてゐる完全に縛を外れた状態 *rapavouía*』(Politeia 572 E) を排し、自由を縛 *vómos* と不可分な (Harmonische Verschmerzung der Freiheit und Unterordnung; J. Burckhardt, Griechische Kulturschichte, Auflage 6, Band 1, S. 88) の本來の古代的意義へ新しく基礎をけんとする以外ならぬ。

上に *rapavouía* と書いたが、哲人は此處に於て再び *vómos* と *phous* の問題に立戻らねばならぬ。而して此點と關聯しては、民主主義的にして世界主義的なソフィストのトーハイドカンの主張する所が回想されねば可らずあらう。彼に依れば (H. Diels, Die Fragmente der Vorsokratiker, 1922, Band 2, Nachträge XXXII ff.)、「*phous* の支配が偶然的なるに對し、*vómos* のそれは必然的であり、前者が約定に依つて *óμολογίθετα* 設定されるに對し、後者は自然發生的のものであつて、人間が生を求める

死を避け快樂を求める苦痛を避けるのは自然の通則であり、ノモスの立場に於て有利と規定さるる事はピウシスに對する制限 *σεσητὰ τῆς φύσεως* であり、ピウシスに依つて有利とさるる事は自由であると言ふ。即ち、凡ゆる束縛的な習慣、道徳、法律は全て自我に背馳し、生の衝動のままに自らの欲するが儘に振舞ふのが自然の法則であると云ふ。『此の露骨な自然主義』(W. Jaeger, *Paideia*, 1934, S. 414)に對しプラトンは單なる懷古主義的な態度を探らず、寧ろそれを通じて原始的意義の新たなる基礎づけを行はんとした。彼もソフィステスに劣らず現實的諸規範の約定性と所謂自然の法則なるものを確認してゐたのであるが、彼はそれらの諸規範や國家制度の根柢を、前者ではなく後者に置かんとしたのである。即ち、彼にとつて自然的な秩序や法則が確に存するのであつて、この永劫的法則の實現が凡ゆる權威や權利の根源であり、彼の説く理想的制度と云はれるものは、この永劫的秩序の實現に外ならないのであつて、それがピウシスである。『寧ろ現實のそれを外れた諸制度がピウシスに背馳するものなのである』(*Politeia* 456 C)。此處に於て、吾人はプラトンの正義と法の觀念に移らねばならない。

プラトンは「ゴルギアス」篇(515 D ff.)に於て、あの赫々たる盛名を後代に馳するベリクレスをば其後のアテナイの不運の責任者と目し、その達成した諸種の偉業に依つてアテナイを偉大ならしめたと言はれるにも拘らず、節制と正義に一瞥をも與へざりし爲に、國民を以前にまして野獸的なもの *ἀρρωτέρων* に仕上げたと難じ、その結果として無秩序と混亂の中に低迷せる病めるアテナイ人を療さんとするのが、彼の天職であると語つてゐる。斯く、彼はその病根を自由と正義の乖離に求めたのである。彼に依れば、原始社會にあつては、自由と正義とは決して各獨立せるものではなく、「プロタゴラス」篇(322 C)の有名な神話にも、神は人が都市國家に團結した時に、それを秩序づける原理としました友愛の絆として、良心 *εἰδὼς* と正義 *δικαίη* を賦へたが、是こそ眞の政治術 *τέχνη πολιτική* であつて、他の諸技術が個人的なに對し、是のみは萬人に等しく惠まれた技術である、と語られてゐる。而して、「正義と良心は姉妹である」(Nom. 943 E)と言はれるが、良心とは他人と對する顧慮であつてノモスに繫つて居ら、正義とは自己に對するそれであるが、自己にとつて妥當適切なるものに對する意識であり、從つて、個人的欲望に自ら課する秩序の感得であ

つて自由に繋つて居り、先に指摘された自由の原始的意義が其處に發揮と動いてゐるのである。

以上との關聯に於てプラトンの國家思想に對するヘーゲルの批判が當然考察されて宜いであらう。ヘーゲルがその國家思想に於てプラトンの大なる影響を蒙れる事は、一般に承認される所であるが、ヘーゲル (Grundlinien, Vorrede S. 14; § 46, § 124, § 182; Zusatz 185, 206, 299) は近代の國家哲學からハシマリの哲學への根本的相異として、後者に彼が Freie unendliche Persönlichkeit, Das Recht der Besonderheit des Subjekts, Das Recht der subjektiven Freiheit, Das Prinzip der selbständigen Besonderheit 等の用語を以て表現したものが缺如せる點を指摘してゐる。今此處で斯かる詮義の嚴密な詮索に携はる必要はないが、ヘーゲルは是等の軽率に表つてハーベン的思想が一面に於て例くば「私有の原理の追放」 Verbannung des Privateigentümlichen Prinzips に「現はるるが如れ意味に於ける自由の否定」と「K. M. はなくその内容上特殊なる個人の實體的行動が自己の特殊意志に依つて durch seinen besonderen Willen 媒介されてゐない」との意味に於けるそれを併せ意味してゐる

やうである。併し、後にも見るが如く、プラトンの統治階級は、明かに後者の意味に於ける自由を前提としてゐるし、彼の第三階級は、その第一階級の他面に於て拒否される前後の意味に於ける自由を享有してゐるのであつて、『單に未だ満たされない憧憬とし、從つて單に破滅として』 nur als eine noch unbefriedigte Sehnsucht und damit nur als Verderben 出現した自由の原理に對する『歎ひを同じく憧憬に求めねるを得なかつた』と斷定するは早計であり、彼の正義の概念に徹やれる批判と言はねばならぬ。 (cf. M. H. Foster, *The political philosophies of Plato and Hegel*, 1935, p. 98) 實に、『アリティア篇に始めて認められた階級國家』など、ギリシャ史上の無階級ポリスを超えての自由への一大進展を示すものである。』

さて、當時の俗見に依れば『正義とは他人の利益であつて自己の損害である』 (Politeia 392B) とするか、或はソクラテスの或者の如く『正義とは強者の利益以外の何ものでもない』 (Politeia 338C; Nom. 714C) としたのであるが、プラトンは斯かる俗見を排し、個人的自由を通じて古代的規範なる正義の觀念を深化し、社會的良心を通じて法の觀念を強化したのである。斯かる意味に於て L. Robin (Platon, 1935, p.

278) の言ふが如く、『社會的なるものに依る個人的なるものの規定 la determination de l'individuel par le social』¹¹ くるべゆふが、然るに M. Pöhlenz (Aus Platos Werdezeit, 1913, S. 240; Staatsgedanke und Staatslehre der Griechen, 1923, S. 70) の如く、それを以て直ちに單なるペリクレス的個人主義への反動などと申すべきではない。當時自由なる觀念が如何に曲解されてゐたかは既に述べたが、法の觀念も是に劣らなかつたのであつて、プラトンも、如何に黨派的内訌に於ける一時的勝利者が、自己に有利な法律を設くるを常とするか (Epist. VII, 337 C) 正義の徒と自稱する彼等の法律が如何に空文に等しいか *μάτην εἰρῆσθαι* (Nom. 715 B) を語つてゐる。他面、斯かる現實に於ける法の權威の失墜に對應して、法の起源並に本質に關する思想も迷路に陥つてゐた。自然主義的契約説がそれであつて、法律は不正を行ふに足る力なき弱者が互にその不正を蒙らむらんが爲に設けた約定に外ならず (Politeia 358 E) と主張する。之に對し、プラトンは法の起源を習慣とか所謂 *πατρίου νόμοι* に求め (Nom. 680 A)、原始的な氏族團體が結合するに至つて、それら團體の代表者が選出され、それらの者が各團體の持寄れる謂はば『私的な』慣

習の検討及び選擇を行ひ、一般民衆が自發的に承認するが如きものののみを法として規定したのであつて、斯くして是等の者は所謂立法者と稱ばれたと云ふ。然も、その原始的な撻の根源をミウトス的に彼は人ではなく神に求めたのであつた。人は「ノモイ」篇の冒頭に掲げられた問題が、法の起源が神と人の何れに歸さるべきかのそれである事を想起すべきであり、彼はそれを前者に歸する事に依つて法の絶對的價値を肯定し、而して、この神的賜物に依つて始めて國家生活が可能になつたとしてゐるのである。従つて、法の尊嚴は決して、人爲的な規約の力や單に外的な強制にのみ依るものではなく、又、法に對する服從は決して奴隸たる事を意味せず、寧ろ、人は政治的支配に成功するよりも法に隸從する事に、より以上の矜誇を感じすべきであるとさえ云ふ。(Nom. 762 E) かの「クリトン」篇に描かるるが如く、ソクラテスは國法の尊嚴を犯すよりは、その命のままに從容として死に就いたのであつた。

プラトンは斯く自由、正義及び法の觀念を淨化したのであるが、是等は彼の思想に於て何れも國家の統一なるより高次な觀念に綜合されてゐる。放縱の意味に

於ける自由が國家の秩序を破壊するが如く、プラトン的正義は『一心同體 *ομόνοια*と友愛を齎し』(Politeia 351D)、國家の統一的存立はまた國法の權威に據つて懸つてゐる。(Nom. 715 D)

實に紀元前四世紀のギリシャは、黨派的葛藤に基く國家的不統一の例を豊富に提供するのであつて、史家ツキウディデス (Historiae, III, 82) は、後世かのホッブスが放埒な民主政治の弊を英國民に示さんとして翻譯の勞を採つた、ペロポンネソス戰役當時にギリシャ全土に蔓衍せる黨派的内訌を如實に描寫して居り、イソクラテス (Archidamus, 67) も、自由の歸依者なるペロポンネソス人が結局内訌の爲にその謳歌せる自由に背馳するものを贏ち得、『彼等は敵國人以上に自らの同胞を恐る程に互に信頼せず、互に憎み合つてゐる』と述べてゐる。自由の本山アテナイもその例に洩れなかつたのであつて、プラトンの激越な言葉を以て云へば、それは最早や國家 *πολιτεῖαι* ではなく、單に一部の者に隸從する人間の集團であり、その住民は所謂國民 *πολίται* ではなく、黨人 *στασιώται* と呼ぶべきものである。(Nom. 715 B)

斯かる時代にあつて、プラトンが外患よりも内憂に重きを置き (Nom. 628 D, 688

C)、國家の統一を何よりも権要なりとしたのは當然であつた。アリストテレス(Polit. 1263 b 29)がプラトンの政治思想を批判するに當つて、此點を強調してゐるのも道理ある事である。國家統一の觀念こそは、プラトン政治思想の根幹を成すものと言つてよいであらう。國家の大いさを考察するに當つてもその規準は國家の統一にあつたし(Politeia 423 D)、凡ゆる點に於て一個人に最も近似せる國家が最良とされてゐる。(Politeia 462 C; Nom. 739 B) 卽ち、彼は有機的統一體としての國家を考へ、而して、その統一の根柢を各個人の機能の分化的發揮に置いたのである。

言ふ迄もなく、彼の説く正義の本質は、正に、この機能の分化的遂行にあるのであつて、彼の正義なる概念の核心は、單なる平等や功績にあるのではなく、實に全體の統一にあつた。全體の統一を創造し且つ之を維持する原理が正義の本質であり、それが同時に國法を構成するのである。此處にも、吾人はソロン以來の原始ギリシヤの傳統的價値の再興を認め得るであらうが、この傳統的價値は又もや、プラトンの手に依つて、單なるポリス的なものとしてではなく、實にコスモス的なものに高められてゐるのであつて、ポリスの統一は總て宇宙の調和として把握されてゐる。

自由は正義へ、正義は統一へ、而して統一は調和へ、高揚されたのであつて、調和なる概念こそ『國家並に國體の原像であり、最も本質的な締金であり、……ハルモニアなる永遠不朽のイデーを中心として』ヨーベモスとボリスと人間が同心圓を描いて居り、何れも同じ原動力によつて生れて居り、同じ關係に基いて分化され、同じ秩序に包括されてゐる』(E. Salin, Platon und die griechische Utopie, 1921, S. 9)。秩序と調和の原理が天地と人を更にそれに神々をすら友愛と協同に於て統合し、全宇宙はそれ故にこそヨーベモスと稱ばれるのであつて(Gorg. 507E)、そのヨーベモスを吾々人間が永劫に亘つて模倣し追従するものなのであり(Politicos 274D)。従つて、腰語らるるアリストンの有機體說的思想なるもの、確にアリストン血筋が斯かる思想を暗示する表現を用ひてはゐるが(e. g. Politeia 462C; Nom. 945C, 964D)。従くG. Jellinek (Allgemeine Staatslehre, 1922, S. 148; cf. A. Schäffle, Bau und Leben des sozialen Körpers, 1896, Band 1, S. 403) 其他の爲すが如く、單にペダンサー流な近代有機體說に於ける所謂『有機體的類推』を爲すものと解られてはならぬ。(cf. W. Andreea, Platons Staatschriften, Teil 2, Halbbd. 2, 1925, S. 91) アリストンに於ては人間と國家の間の類

比は決して外的なる相似ではなく、其處には遙かに本質的な並行が存するのであつて。Andreae の *人々* が如く、寧ろ國家は個人よりも完全なコスモスであり、國家を以て『大にしたる人間』と言ふよりむしろ、人間を以て『人々にしたる國家』と稱すべきである。尚更に一步を進めて、E. Barker (Greek political theory, 1925, p. 162) の指摘するが如く、個人の意識と國家のそれとの間には並行や區別が存するのではなく、寧ろそれらは一つである、と *人々* はねばならぬ。(cf. H. Barth, Die Seele in der Philosophie Platons, 1921, S. 48) プラトンも『種々各個の身にはポリスに於けると同じ形象や同じ屬性が内在しそれらは他の何處からも其處へ到來したものではなし』(Politaea 435 E) と云ひ、又『吾々のうちなる國體』 πολιτεία ἐν αὐτῷ (Politaea 579 C, 591 E, 608 B, etc.) なる表現も頻りに使用されてゐるし、正義の本質の検討に際して、國家に於けるそれの職見が第一に試みられ、然る後にそれが個人に於ても同一なる事が認められてゐる。(Politaea 368 D)

H

彼に依れば (*Politeia* 369 B)、國家の起源は吾々個々人が所謂アウタルケイアを有たざる點に求めらるべきであると云ふ。即ち衣食住の如き根本的必要より見るも、人間は一人ひとりにては缺くる所があり、自然的に相互の援助を仰ぐ者であつて、協同者 *κοινωνός* とか補助者 *βοηθός* として一定の住所に集合し、この集團的居住にポリスなる名稱が與へられた、と言ふのである。既にその甚だ分化せる需要規準を前提とせる事に依つても明かなるが如く、プラトンは此處でポリスの歴史的起源を敍述してゐるのではない。歴史的描寫はこれを「ノモイ」篇 (676 A) に與へて居り、其處では原始的個人 (*Kyklopen*) が寧ろアウタルケイアを享有して居り、以上の如き分化が實に長年に亘る年月を経過して徐々に發生したものとして描かれて居り、而して所謂 *patriarchism* (*θυμαρτεία*) の狀態に在つた彼等の家族や氏族團體の所謂シウンオイキスマスに、國家の起源が求められてゐる。併し以上の何れに於ても、プラトンがソブィステス的契約説を排し、政治社會が人間の本性に根ざし、從つて完全に自然的なる事を示してゐる態度は、看過されてはならない。ホップス流な *bellum omnium contra omnes* に對し、プラトンは孤立 *άπομίνα* はその孤立の故に社會

的協同を招來すると説いてゐるのであつて (Nom. 678 E)、彼の弟子に依つて有名な『人間は本然的にポリス的動物である』(Arist. Politica 1253 a 2) との言葉に格律化された立場が彼のそれであつた。

さて、斯くして成立せる協同體は文字通り協同體であつて、各個人は『本然的に』*τὴν φύσιν* 各々一個の任務に適してゐるのであるから、その『各成員が全體の普遍的な目的に各自の仕事を寄與する』(Politeia 369 E) 團體である。それは農民、牧者、機織人、大工、商人、運送屋、日傭労働者等々に分たれ、彼等の相互の依存及び扶助に依つて成立する協同體であり、全體の生存上の諸種の必要を満すその個々の成員の機能に根柢を置ける意味に於て有機體である。然るに、この『最少限度に必然的な』*αὐγκαιοπάτη* 協同體はグラウコンによつて『豚の ポリス』*ὑδρὶ πόλις* だと酷評され、プラトンは如上の協同體が『健全なるが故に眞實の ポリス』であるとしながらも、グラウコンの批評の尤もなる事を認め、彼の所謂『熱病に罹れる』*φλεγμαίνουσας*『奢侈な ポリス』の發生へ論歩を進めた。而して、この第一の ポリスは人間が單なる生活必需物の充足を以ては満足せず、美はしき器具や金銀財寶、詩や音樂等々の如き單

なる生活必需を超ゆるものを欲求するに至つて發生し、それはより大なる人口とそれを維持するより大なる領土を必要とし、斯かる領土の獲得や防衛の名に戰争と守護者階級なる専門階級の發生を促すのであるが、更に此階級は外敵のみならず、ポリスの秩序を破壊せんとする内敵に對してもそれを守護する任務を有つて居り、此處に『完全な守護者』と稱ばるる支配階級なる別個の階級の發生を見るのであつて、斯くして第二のポリスが完全に構成されるのである。

人は以上の第一のポリスより第二のポリスへの發展のうちに、後世のヘーゲルの用語を借りて云へば市民社會と國家の區別の暗示を窺ふ事も出來るであらうが、吾人は今此處でその問題との直接的な接觸を離れて、其處にプラトン國家思想の原理的なものを把住して見度いと考へる。上に第一のポリスが『健全な』と言はれてゐるのは、云ふ迄もなくその內的調和と統一が保持されてゐるからであつて全體の統一は分業即ち個人的機能の専門的遂行に基盤を置いて居り、而してその意味に於てそれは有機體である。然し、その有機體は謂はば自然的有機體と些かも異なる所なき有機體であり、其處にはギリシャの常識に於けるが如く、唯單に

『自分でだけの事をして多くの事に手出しをしなふ』 *τὸ τὰ αὐτοῦ πράττειν καὶ μὴ πολυπράγμονεῖν* (Politeia 433 A) 意味に於ける正義が認められるのみである。各人が唯一一つの仕務に携はるのば『より多くの物がより良く且つより容易に生産される』 (Politeia 370 C) 結果を齎す爲であるとされてゐて、分業は殆んど産業技術的なもの以上の意味を有たず、誰でもが私人であると共に公人でもあり得るペリクレス的な淨化されたに過ぎない。然るに、その健全な第一のポリスより『熱病に罹れる』と稱ばれる第二のポリスへ進むに至ると、正義の觀念が更に深化され、『熱病に罹れるポリス』は結局『美はしのポリス』 *καλλυπόλεις* (Politeia 527 C) となるのである。而して、それは所謂守護者階級なるものの出現とその二重の性格のうちに行はれる守護者階級は最初分業の原理に因つて外敵に對する戰争の仕事を専門とする人達として出現し、『素性の良い番犬』 *γενναῖος σκύλας* (Politeia 375 A) に譬へられてゐるが、聽てそれに要求さるる『家の者には温順にして敵に對しては苛烈な』性質の養成より、その『愛知——敵味方の識別の必要より生ずる——と意氣と敏捷と力』を養成

訓練する教育の必要が認めらるるに至つて、斯かる教育の『監督者』*éπιστάτης* (Politeia 412 A) の必要が生じ、延いては守護者階級の間に『支配者』と『被支配者』の區別が認められ、此處に至つて『ポリスの自由の専門家』(Politeia 395 C) と稱ばれた守護者階級の二重の性格が呈露される。斯くて『外敵のみならず内なる友の守護者としての完全な意味に於ける守護者』として『ポリス並にその守護者を支配する者』と『それら支配者の決議事項の援助者乃至補助者 *éπικούροι καὶ βοηθοί*』たる者とが各、殘餘の國民と別個の二つの階級を形成する事になる。(Politeia 414 A 以下) 先にも指摘したるが如く、人は此處に社會より國家への展開を窺ふ事も出来るであらうが、其處にプラトン的正義の觀念が更に深められ強化されてゐる事を見逃してはならない。

即ち、第一のポリスに於ては殆んど產業技術的な分業の原理 *oikonomopragia* (Politeia 434 C) と同一水準に置かれた正義の規範が、此處では叡知 *sophia* へ高められ (Politeia 351 A)、それ自ら調和の原理の意識並に知識へ深められてゐるのであつて、「ハルギアス」篇 (464 B) に於て政治の二部門として立法が體育に司法が醫術に比せられてゐるもの、上の第二のポリスに於て所謂『自由人の流儀に養はれた人達』には醫者と

裁判官の必要なる事が認められてゐるのも、斯かる意味に解され得るであらう。

此處では正義は單なる何らかの特殊な任務の遂行ではなく、それら個々の任務の均衡並にそれらを全體に統一する秩序の認識となつて居り、自由の觀念は殆んどカント的なものにもなつてゐると言つても宜いであらう。以上の第三階級が他の『取財階級』*χρηματιστικόν* 及び『補助階級』*επικοινωτικόν* に對し『評議階級』*βουλευτικόν*と呼ばれ (Politeia 441 A)、誠は『救助者』*σωτήρ* (463 B) と稱ばれてゐるのは、誠に意味深き言葉である。以上の考察よりして、先に引用したヘーゲルの非難の矯激に過ぐる事も知られるであらう。

然も、ボリスの調和と統一は、分業の原理より統治階級の全體を見透す叡知へ高められた正義の規範に依つて達成されるのみならず、更にボリスの凡ゆる各構成部門の自らの職能分擔に對する自覺に依つて保持される。而して、その各々がその本性に最も合適せる個々の社會的奉仕を成し遂ぐる所に國家の正義が存し (Politeia 433 A)、その各々が自己の本分を自覺し、斯かる職能分化の自覺を通じて現出する調和と統一に國家の節度とか節制 *σωφροσύνη* が存する。 (Politeia 431 D) プラト

シにとつては、普通に『自我の抑制』*τὸ κρείττω αὐτοῦ* と言はる節制とは、本然的に優れたものが本然的に劣等なるものを支配するの謂であり (Politeia 431 A) 單なる消極的な快樂や欲望の抑制より轉じて、個人的にも國家的にも積極的に各構成部門の與へられたる自らの職能に對する自覺へ高められてゐるのである。「カルミデス」篇 (165 C) には、明確に節制は『自我の認識』*ἐαυτοῦ ἐπιστῆμη* であると見え規定されてゐる。而して、先の三階級に於て、知が支配階級に、勇が補助者階級に割當てらるるに對し、正義と節制は凡ゆる階級に普遍的なりとされてゐるのみならず、それら四徳の鼎の輕重は決定され得ないと見做されてゐる。(Politeia 433 C) 吾人は先に民主政治の原理たる自由が正義の規範へ深められた事を見たが、此處に吾人は同じく平等の原理が節制の規範へ高められてゐる事を看取出来るであらう。プラトンにとつて絶對的な平等は、結局不平等と成り終るものであつて無意味であり、彼は斯かる、彼の言葉を以て言へば、『算數的平等』*ἰσότης ἀριθμῷ* を排し、是に代るに『より以上の者にはより以上を、より以下の者にはより以下を』を意味する『比例的平等』*ἴσοντς κατὰ λόγον* を以て平等の眞髓と解してゐる。(Nom. 757 B) 斯かる平等の

自覺が高められたものが節制なのである。併し正義と云ひ節制と言ふも結局は調和と統一の原理へ止揚され、又前者を離れては後者もなければ、後者なくしては前者も考へられない。P. Natorp (Sozialpädagogik, 1909, S. 137) の如れば之を以てプラトンの困惑 Verlegenheit と稱してゐるが、確に彼にあつては正義と節制が一の内的調和の原理として峻別し難れものとなつてゐる事は事實である。此點 E. Barker (Greek political theory, 1925, p. 296) の主張するが如く「ポリティア」篇と「ハモイ」篇との間に嚴然たる區別を立て、厳格な職能分化を意味する正義を以て前者の指導原理となしその分化の調和的統一を意味する節制を以て後者のそれと見做すは、暗示に富み且つ明快な見解ではあるが、それら指導原理の歸する根本に於ては「ハモイ」篇も「ポリティア」篇も同一なのであるから、餘りに強く強調され得ないものと考へられる。

尙ほ以上との關聯に於て W. Dilthey (Einleitung in die Geisteswissenschaften, 1923, Band 1, S. 227) のプラトン國家思想に對する批評に就て一言やれるを得ない。デイルトイに依れば、プラトンは『個人の關心』より出發せず、彼には現實國家の根柢を爲

す Interessengemeinschaft の組織が生せず彼は寧ろ是をば賤じむべきものとして輕視し、以て、彼の國家は一の空中樓閣に成り終つた、と言ふ。これは、以上よりして直ちに察知するが如く、プラトンの正義並に節制の觀念に徹せざる結果の批評と云はねばならない。實際若しプラトンにして『個人の關心』を無視し唯、徒らにその理想を掲ぐるに止まつたものとすれば、『ポリティア』篇は現に見るが如き斯くも龐大な貢を必要としなかつたであらうし、ノモイ篇は遂に執筆されなかつた事であらう。

斯くて、經濟社會なる第一のポリスに於ては無意識的な自然的な産業技術的な組織であつた分業が、今や自覺的な人格的なものへ進展するのである。従つて、E. Salin (op. cit. S. 18) も指摘してゐるやうに、プラトンの國家を構成する三階級は單なる身分でもなければ、印度に見らるるが如き世襲的階級でもなく、謂はば『本質別階級』Wesen-Kasten のである。有名なプラトンの譬喻を以つて云へば、出生に際して神より金を混せられた者が支配者たるべしであり、銀を混せられた者が、その補助者と成るべしであり、農工商其他一般庶民が鐵や真鍮を混せられた者とな

るのであるが、その階級別は恒久不變のものではなく、若し金族の親より銀族乃至鐵族の子供が生れるならば、それらの子供はそれぞれ第一の階級より第二乃至第三の階級に轉落すべく、反對に鐵族に金族の子が生れるならば、それは第一の階級へ而上げらるべれどある。(Politeia 415 A) 従つて「其處には近代的な Klassenherrschaft なるものはない、此點アリュンセス『Arbeitsloses Einkommen を許し、』而階級支配を確立する』者と見做すが如れ見解は、肯綮を失せるものなる事申す迄もない。」(M.

Weber, Fichtes Sozialismus und sein Verhältnis zur Marxschen Doktrin, 1900, S. 19)

以上の如くにして、アラトンにて本來ポリスとは強制の體系ではなく、謂はば自由の體系、奉仕の體系たるべれどあつて、上には自らは欲せざるも所謂 Nobless oblige! の原則に依つて、避くべからざる天命とし、課せられたる奉仕として、統治の大權を握る支配者が存し、其下に各自その天職を自覺してその天職を完うしながら、自發的に élan その支配に服する被統治者が存して、常に一部の人間のではなく全體の幸福を目的として調和と統一を保持する組織でなければならぬ。(cf. Politeia 420 B, 520 A; Nom. 832 C) 而して、現實のポリスが混亂に陥り頽廢に暮進し

つゝある眞因は、それが強制或は権利の體系に墮し、單にゲゼル・シャフト・リツヒなものに化し、上にはただ單なる権利として『恰も何か偉大な良いものに對するかの如くに政權にありつかんと爭へる』爲政家があり、下には強制の爲に不本意ながら服従せる被支配者が存する點にあり、『本意的な支配者が何らかの強制に據つて不本意な被支配者を統治せる』點に存する。然るに、一般に政治社會の頽廢は被支配者に始まるよりは寧ろ支配者に始まるものであるから (Nom. 690 E)、現實的ポリスの救濟は、支配階級たるべき者の教育及び生活の改造より著手して、以上の如き秩序整然たる組織の招來によつて期待さるべきである。番犬たるべき守護者階級が却つてその享有する武力の故に豺狼と化するが如き事のない爲に、又、彼等のうちより特に選ばれて支配者と成る者が、良き牧羊者とならんが爲には、第一には、先づ眞の教育に依つて彼等が能ふ限り、ものの本質に徹する眞知の所有者と成るべく陶冶され、更に次いでは、その生活様式の變革に依つて補はねばならない。

(Politeia 416 B ff.) 吾人は此處でプラトンの教育思想を詳述する事は之を避けて、ただ彼に於て教育が物的制度の變革より第一義的とされて居り、後者の成果の消極

的なるに對し、前者が積極的なりとされて居り、而してその眞知に達せしむる教育を指導し監督なし得る『完全な意味に於ける守護者』の出現よりして、其處に彼の哲人政治なる理想が自然的に發生した事に注意したい。『哲學者が統治者と成るか或は現實の統治者が哲學者となつて、政權と哲學が結合する迄は、人類や國家にとって惡の止む事はない』との、プラトンが再三反覆して罷まなかつた有名な格律がそれでゐる。(cf. Politeia 473D, 499B, 501E, 540D; Nom. 711D, 713E; Epist. VII, 324 B, 326A; Phaedr. 252E; Politicos 293C; etc.) C. Ritter (Die Kerngedanke der Platonischen Philosophie, 1931, S. 273) など、の命題を以て、プラトンの理想國家全體にとつて最も重要なものであり、他の細目に亘る諸種の制定は變更を受くべからず、是のみは不動にして凡ゆる時代に妥當する原理であると述べてゐるが、蓋し尤もな主張であらう。

従つて、プラトンの哲人政治の理想は、單に所謂超人主義とか獨裁專制政治とかの角度より眺められてはならないのでありて、以下に述べる守護者階級の生活様式の理想化と共に、國家の統一なる觀點より考へられねばならない。先にも指摘

したるが如く、當時のアテナイが如何に内的にも外的にも混亂に陥りゐたるか、又、その混亂匡救の現實的要求が如何に痛切であつたか、を忘却してはならないのである。無論、プラトンが哲人政治の理想を振翳すに當つて、當時のアテナイの自由の美酒に陶酔せる國民大衆の無定見無思慮な状態を目撃しての結果であらうが、大衆なるものに信賴を置かなかつた事が、大いに興つて力のあつた事は云ふ迄もない。彼の見解に依れば、知を愛するが如き崇高なる事は大衆の到底よく爲し得る所ではなく、それは必然的に無知蒙昧であり (Politeia 493 E; Politicos 292 E, 297 B, 300 E)、大衆なるものが墮落し腐敗するのは必然的なのである。(Politeia 489D) 又、他面、プラトンの法治觀がそれに與つて力のあつた事も事實である。彼に依れば『人間及びその行動の雜多性と、人間界には何一つとして不動に靜止するものがない事實が、全ての事並に凡ゆる時代に對して何らかの單純な法則を設定する事を許さない』 (Politicos 294 B) のであつて、法は唯“概括的なるものであり、『一般多數者に對するものであつて、ただ比較的概括的に παχυτέρως 個々人に對するもの』 (Ibid. 295 A) に過ぎない。從つて、『主權の法に存するが最善のではなく、聰明な王者的個

人に存するのが最善である』と言ふ。斯くて、法治政治は所謂 *Second-best* (*περιτέρας*) であら (Nom. 875 C)。最良な理想形體は眞知者の個人的支配となるのである。

然し、哲人政治の理想が提出された根本的理由は、それが諸他の政治形體に優つて國家の統一を齎すからである。「*ポリティコス*」篇 (279 A ff.) に於て、眞の政治家が眞の機縡人に比せられ、後者の如く、經緯と成れる種々雑多な性質の國民を一定の組織に統一する者とされてゐるのも其意である。又「*ポリティア*」篇 (590 D) には、哲人政治は、『吾々全てが同一人に指揮さるる事に依つて、能ふ限り一心同體となり友とならんが爲に』行はるべきであると語られ、法の目的も畢竟其處に存すると述べられてゐる。(cf. *Politeia* 519 E)

次に、守護者階級の生活様式の理想化も斯かる觀點より見られねばならない。

その理想化とは古來より種々な論議の的となれる所謂プラトンの共產主義なるものであり、彼等の財産及び妻子の共有である。曾つて R. v. Pöhlmann (op. cit., S. 74 ff.) は、プラトンの望むが如き國家の理想的統一は斯かる共產制度が單に守護者階級のみに限定さるる場合には實現され得ず、以て、プラトンは『少くとも原理的に

は……共産制度の能く限りの普遍化を望んでゐたに相異なく』それを生産階級なる第三の階級に迄及ぼしたものと憶測したが、斯かる見解は近代的共産主義思想との闇聯に於て誤解を招致するのみならず、寧ろ、プラトンの眞意を履か違へたものとはばねばならない。プラトンが斯かる制度を主張したるは、先にも引用したるが如く(Politeia 416 A ff.)『權力濫用の豫防手議』 Präventivmassregel (M. Pohlens, Staatsgedanke und Staatslehre der Griechen, 1925, S. 88)としてあり、從つて、これを第三世紀に遍及せん等々ハレの觀点上に存しなかつたのである。又 G. Adler (Geschichte des Sozialismus und Kommunismus, 1899, S. 44) 及 K. Kautsky (Vorläufer des neuen Sozialismus, 1923, S. 15) の指摘するが如く確に生産手段の共有ではなく、享樂手段や消費の社會主義 Kommunismus der Genussmittel, des Konsums であり、又、彼等の點からして當時の經濟的狀態からして生産手段の社會化なる問題は尙ほ起ら得なかつたのであつて、寧ろ、それは近代的社會主義の觀念より遠く離れて中世紀的なるやのを回顧する事に依つてかのカトリック僧侶社會の禁欲生活と闇聯づけられ考ぐらるべれなものである。(cf. C. Ritter, Platonismus und Christentum, 1934, S. 60)

プラトン (Politeia 420 B; cf. Nom, 739B, 903 C) 自らの言明するが如く、斯かる制度確立の目的は、何らかの一階級の特別な幸福ではなく、全國家が能ふ限り全體として幸福となり、それに依つて全國家が能ふ限り一體と成らん事である。『守護者階級に彼等をして守護者階級以外の者と爲すが如き幸福を歸すべしではない』のであって、國家全體の善政と幸福の鍵を握る彼等のみが、財産及び妻子の私有を許されないのである。而して、『農民は農民とし、陶器師は陶器師として』各々その生産階級としての本分を完うし、彼等の幸福觀に隨つて物的幸福を享樂すべきであり、『各階級が自然の割宛つる幸福に參與すべれなのである』 (Politeia 421 C)。プラトンの云ふが如く、『斯かる組織の國家に於てこそ正義を最も多く發見する』のであつて、斯かる制度設定の根本原理は、先に述べた正義へ高められた自由であり、統一と調和に止揚された正義である。